

議 事 録

会 議 名 称	令和4年度 第1回加古川市人権教育啓発推進審議会
開 催 日 時	令和4年6月30日（木）午後3時00分から午後5時00分まで
開 催 場 所	加古川市人権文化センター 中ホール
出 席 者	<委員> 石元 清英会長、上田 博紀副会長、朝比奈 寛正委員、石井 かおり委員、 松本 嘉治委員、浜田 時子委員、谷津 勲委員、黒田 おさみ委員、 高松 朋子委員、清田 美由紀委員 <事務局> 大歳市民協働部長、栗山市民協働部次長、田中市民協働部参事（兼）人 権文化センター所長、清水人権文化センター副所長（兼）徴収担当副課 長（兼）教育・研修係長、加藤指導主事（兼）相談・啓発担当副課長、 記村相談・啓発係指導主事、福田総務係長、夫総務係主査
会 議 次 第	1 開会 2 委員の交替について 3 諮問 4 議事（1）令和3年度人権文化センター事業実施報告について 議事（2）加古川市人権教育及び人権啓発に関わる基本計画策定案について 5 その他 6 閉会
配 付 資 料	資料1 令和3年度人権文化センター事業実施報告 資料2 『加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』策定案 資料3 加古川市人権に関する市民意識調査結果のまとめ 資料4 令和4年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会 送付資料について 資料5 加古川市人権教育啓発推進審議会 委員名後（R4.6.7現在） 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（平成30年度策定） 加古川市総合計画（概要版） ・次第 ・令和4年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・人権文化センターだより（第35～36号）
傍聴者の数	2人

進行	発言者	審議内容（発言内容、審議経過等）
1. 開会	事務局	<p>会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前に送付させていただいております、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和3年度人権文化センター事業実施報告 ・資料2 『加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』策定案（Ⅰ～Ⅲ） ・資料3 加古川市人権に関する市民意識調査結果のまとめ ・資料4 令和4年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会送付資料について ・資料5 加古川市人権教育啓発推進審議会委員名簿（R4.6.7現在） ・加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（平成30年策定）冊子 ・加古川市総合計画（概要版） <p>これらの資料はあらかじめ事前にお渡ししているものです。今日お持ちでおられない方はお申し出ください。</p> <p>次に当日配布資料として机上にお配りしています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・事務局名簿 ・人権文化センターだより（No.36、37号） ・新聞記事の抜粋（2022年5月4日） <p>となります。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>また、本審議会は新型コロナウイルス感染防止対策のため、飛沫飛散対策として、委員の皆様の発言につきましては着座のままでお願いいたします。また、事務局も説明等につきましては座ったままでさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、ただいまより、令和4年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を開会いたします。出席状況</p>

	<p>会長</p>	<p>は、委員 10 名中 10 名の出席となっておりますので、加古川市人権教育啓発推進審議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを、報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして石元会長にごあいさつをお願いしたいと思います。</p> <p>会長、よろしく申し上げます。</p> <p>暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。加古川市の人権意識調査では憲法で決められている権利はどれかということを知っています。これは 5 年前の前回調査でもあった設問ですが、調査票には、思っていることを世間に発表する、人間らしい暮らしをする、労働組合を作る、この 3 つは憲法に明記されている国民の権利なのですが、それに加えて選択肢として目上の人に従う、道路の右側を歩く、税金を納めるといった権利としては書かれていない 3 つを挙げて、この 6 つの中から、憲法に決められている権利はどれかということを選ぶわけですが、正しい 3 つだけを正確に選んだ人は 10 数%しかいませんでした。つまり、8 割強の人が間違っているわけです。これは大きな問題だと思うのですが、NHKの全国調査と比べると、加古川市はまだいい方なんです。このように自分がどういう権利を持っているのかということをもっと理解していない人がかなりいるということです。そうすると、自分の権利を守るといってもできないということになってしまいます。憲法については皆が中学校で習っているはずなのに、忘れていて。大事なことなのだけど、記憶に残っていないということでは意味がありません。こういった人権教育の基礎的なところでは、今回の調査でも十分な成果があがっているとはいえないというところが見られます。こういった現状を委員の方々に共通の認識として持っていただいて、より効果的な人権教育啓発の在り方を皆様と議論しながら考えていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p>
--	-----------	--

2. 委員の交替について	事務局	<p>続きまして、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。</p> <p>志方東小学校長の石井委員です。</p> <p>加古川市企業人権・同和教育協議会副会長の谷津委員です。</p> <p>石井委員、谷津委員よろしく申し上げます。なお、お二人の任期は、前任者の残任期間の令和4年8月2日までとなっております。</p> <p>それでは、石井委員、谷津委員、ご紹介を兼ねましておひとつずつ、よろしく願いいたします。</p> <p>石井委員 《石井委員あいさつ》</p> <p>谷津委員 《谷津委員あいさつ》</p> <p>事務局</p> <p>6月6日から24日にかけて、本審議会委員を市民から公募を募りましたところ、2名の応募がありました。現在、選考委員会を設けて審査をしているところです。応募者が就任することとなりましたら、任期が8月3日から2年間となり、次回の審議会よりご参加いただくこととなりますのでご報告いたします。</p> <p>続きまして、この4月から事務局にも異動がありましたので、自己紹介させていただきます。</p> <p>《事務局あいさつ》</p> <p>続きまして、今年度、加古川市が策定を予定しています『加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』の策定につきまして、加古川市から加古川市人権教育啓発推進審議会に諮問を行います。</p> <p>《加古川市から加古川市人権教育啓発推進審議会に諮問》</p>
議事	事務局	<p>それでは、議事に入ってまいります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第6条第1項の規定により、会長にお願いしたいと思います。</p>

		<p>石元会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 事 (1)	会長	<p>それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事に入ります前に議事録署名人を決めておきたいと思っております。本日の会議の議事録署名人は、朝比奈委員、松本委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議事(1)「令和3年度 人権文化センター事業実施報告」について事務局より説明願います。</p>
	事務局	<p>事前にお送りしておりました資料1「令和3年度人権文化センター事業実施報告」をご覧ください。昨年度の人権文化センターの事業実績を記載しております。それでは、その内容について各担当より説明いたします。</p>
	事務局	<p>それでは、資料1の令和3年度加古川市人権文化センター事業実施報告について説明させていただきます。なお、本日は時間の都合もありますので、いくつかの事業については割愛しながら説明をさせていただきます。ご了承ください。</p> <p>まず、資料3ページをご覧ください。人権文化センターの登録団体についてですが、こちらについては、成果の指標を昨年度から変更しています。昨年度までは登録団体の数(団体数)を指標としていましたが、最近では人権文化センターの使用率は増加の傾向にあり、登録団体と一般団体で使用時間の調整が必要な場合も出てきている状況もあるため、登録団体の充実度をみるに当たっては、必ずしも団体が増えることでなくとも、団体に所属する会員数によりみることができないかと考えたためです。会員数の実績としましては、わずかですが昨年度より減少しています。登録団体のPRにあたっては、令和3年度は残念ながらウィンターステージにおける登録団体の発表は中止となりましたが、人権文化センターロビーでの活動紹介や、「広報かこがわ」にて会員募集を行うなどの周知を</p>

	<p>図っています。</p> <p>続きまして資料4ページと5ページをご覧ください。人権学習講座につきましては、令和2年度は全く実施ができませんでした。人権ひろば、人権リーダースキルアップ講座については、半分程度の会場で開催することができました。また、人権ひろばにつきましては、許可をいただけた講師に限定されますが、会場の講義の様子を録画して、期間限定で Youtube で配信を行いました。見ていただけた件数は581件となっています。</p> <p>資料6ページをご覧ください。「人権教育支援事業」について報告いたします。7の「地域に学ぶ体験学習支援事業」と「人権教育推進市町事業」については、小中学校を対象に、8の「人権教育振興事業」につきましては、幼稚園等を対象とした事業になります。</p> <p>7の事業は22学級が地区公民館等を活動拠点として実施をしました。</p> <p>8の事業は、14園が活動を行いました。</p> <p>資料7ページの「全市交流学習会」については、先ほど説明しました6ページ、7の事業の全学級の児童・生徒が集まって交流を深めるための会となっています。2年間中止となっておりますが、今年度は開催します。</p> <p>続いて、資料8ページをご覧ください。ふれあい交流事業補助金についてですが、令和2年度においては全面的に補助を中止しましたが、令和3年度は補助を実施しました。ただし、令和3年度においても新型コロナウイルスへの懸念から、事業の実施をしないと判断されたところも多くあり、実績は8校区となりました。なお、補助については、当初に事業実施を予定していたが、開催時期の状況により結果として実施できなかった場合にも、準備に要した費用や、キャンセル料などについて補助の対象としました。実績の8校区は、補助金を交付した校区の数で、事業は中止となった場合も含んでおり、実際に事業を開催されたところは5校区でした。ただし、中止となったところでも、児童生徒の作</p>
--	---

	<p>文を紙面に掲載して発行するなどの対応をされているところもありました。</p> <p>11「人権のまちづくり事業」に関しては、コロナ禍等により事業が途中で中止せざるを得ない状況でも対応できるように事業希望団体のご意見も踏まえ、要綱を一部改正しました。</p> <p>9ページをご覧ください。「加古川市人権・同和教育協議会」に関して、令和2年度はすべての事業が中止となりましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染対策を取りながら、可能な限り事業を進めました。中でも、令和2年度から延期となっておりました設立50周年記念事業としてシンポジウムの開催や記念誌の作成を行いました。</p> <p>10ページをご覧ください。「加古川市人権啓発推進員協議会」に関しても令和2年度は活動自粛しておりましたが、令和3年度は可能な限り事業を進めました。しかし、コロナ禍により町懇の中止等活動がままならない地区が多かったため、ページ右下にお示ししているような啓発マスク等を作成し各地区で配布して頂く方法をとりまして啓発活動の推進を行いました。</p> <p>11ページをご覧ください。人権文化センターでは「加古川市企業人権・同和教育協議会」の事務局も担当しています。現在加古川市内の企業158社が加盟して今も活動していただいております。</p> <p>14ページをご覧ください。例年であれば8月の「人権啓発推進強調月間」、12月の「人権週間」の時期に併せて街頭啓発を行っていましたが、ともに中止となりました。その代替事業としまして、8月には、新型コロナウイルスのワクチン接種会場にて啓発用のマスク約5,000枚を配付しました。また、市内の図書館と連携し、人権に関する図書コーナーを設置しました。8月は中央図書館で行い、12月には市内4か所の図書館で図書コーナー設置に加えマスク等の啓発物の配布も実施しました。</p> <p>16ページをご覧ください。人権文化センターだよりにつきましては、今回、当日資料としまして4月1日</p>
--	---

	<p>号、6月1日号を配付させていただいています。2年前から町内会回覧がストップしているため、HPへの掲載、市内公共施設への配布という方法で周知を行っており、また、人権アドバイザーにコラムなど原稿の依頼もしており、年5回という回数にこだわらず臨時号という形で随時発行させていただければと考えています。</p> <p>図書、DVDにつきましては、最初に資料の修正をお願いします。23 ビデオ・DVDの貸出の欄の表ですが、平成27年度から令和3年度までの実績値を記載していますが令和元年度が抜けております。令和元年度は873件となっています。また、令和3年度の実績値が449件となっていますが478件の誤りですので訂正をお願いします。</p> <p>図書、DVDにつきましては、引き続き新刊の発行状況等を見ながら購入を進めていきます。なお、図書についてですが、男女共同参画センターが市役所北側の青少年女性センターから、加古川駅前の市民交流広場に移転したことに伴い、所蔵していた図書のうち、人権に関する書籍や絵本など約600冊をいただきました。管理タグ等の処理が終わり次第棚に配架していきます。</p> <p>17 ページをご覧ください。人権アドバイザー活動ですが、令和3年度は18名体制で活動しており、令和2年度に比べて講師の依頼は大きく増加しました。今年度は講師依頼は既に50件を超えており、順調に増えています。</p> <p>18 ページをご覧ください。人権相談事業について説明させていただきます。</p> <p>25「人権文化センター人権相談」では人権相談専用ダイヤルを開設し全職員で対応しております。社会活動の動静による影響か、令和2年度に比べ、令和3年度は増加しております。</p> <p>26「公民館巡回人権相談」は、市内12公民館で、毎月一回巡回人権相談を開設しています。相談者に対しては、人権アドバイザーと人権文化センター職員の2名で対応しています。</p> <p>19 ページをご覧ください。インターネットへの差別</p>
--	--

		<p>的な書き込みに対する削除要請や監視等の事業です。昨年度は 64 回実施し、37 件の事案を発見しました。全て法務局および県人権推進課へ報告をしております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>会長 委員</p> <p>それではご質問等ございますでしょうか。</p> <p>8 ページの 10、ふれあい交流事業についてお尋ねします。昨期 28 校のうち、8 校について補助金を交付したとありますが、それでよろしいのでしょうか。毎年言っていると思うんですけど、事業を実施する学校としない学校とがあっていいんですか。このふれあい交流事業という名前がいいのか。ふれあいということになると、地域の人とか、他校の人とふれあわないといけないのかなという考えになると思うんですよ。ふれあい交流事業という名前も考えていただきたいと思います。私は学校の教室の中でやれることもあると思うので、何とか実施をして欲しいと思います。コロナ禍でやれないというけども、授業はやれているので、子どもたちだけとか、先生もそこに入って人権教育をやってもらいたいなと思います。</p> <p>また、青少年女性センターの本の件ですが、本が要らなくなったのか、置く場所がなくなったのか、今度の新しい青少年女性センターには本がないわけですよ。その点どうなっているのか、人権文化センターは人権に関する本が増えてありがたいことだと思いますが、青少年女性センターにはなくなってしまっているの、それはどうするのかということを入権文化センターとして調べておいてほしいと思います。</p> <p>それと、18 ページの相談件数なんです、この見方を教えていただきたいのですが、目標というのが、よくわかりません。</p> <p>事務局</p> <p>目標というのは、前年度と比べて発展的な意味で件数が伸びるように指数を置いて、活動して啓発を広げ</p>
--	--	--

		<p>たりすることを考えていきますという指標としておいています。表の見方なのですが、平成 30 年度から人権相談専用ダイヤルを設置しまして、人権文化センターで受けた相談の全体件数が右の 74 というふうに示しております。</p> <p>委員</p> <p>そうすると、令和元年は 108 件人権に対する相談があったということで、令和 2 年は 60 件、令和 3 年は 83 件あったということはわかるんですが、その相談の結果、解決したのかどうか、相談を受けてどこまでできたのかというのを、内容はともかく、私たちも中に入って相談を受けることもあるかもしれないので、ただ数字を並べられても、この数字をみて多いと思うのか、少ないと思うのかわかりませんが、解決したことは何%くらいとか。未だに未解決ですよというのが、毎年同じ人がかかってきているのかもしれない。問題が深刻で、解決していないという人がこの中に 1 件でもあればそれは重要な話だと思うんです。ですから、数字も大事ですけど、そこらもまた次の会からでもいいんで、ちょっと何か工夫できないかなと思います。</p> <p>会長</p> <p>今のご意見・ご質問について、事務局から回答をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>人権相談につきましては、基本的に匿名でかかってきまして、私どももお名前までは聞いておりません。そういった形でお話しさせていただいてご理解いただいている方が多いので、中でも密につながるところで結果等をお示しすることがありましたらまた考えさせていただきます。</p> <p>ふれあい交流事業につきましては、確かにふれあい交流事業という名前から皆が集まってという印象があってとなるとなかなかコロナ禍の中で、実施するのが難しいと判断されたところはあったのかなと思います。コロナ禍のなかでも啓発できること、事業として実施できること、もしくはそれらに対してもうちょっとで</p>
--	--	--

	<p>会長</p> <p>委員</p>	<p>きるところというのを具体的に啓発していかなければいけないと思いますので、引き続き検討させていただきたいと思います。</p> <p>図書の件につきましては、男女共同参画センターのほうに確認させていただきまして、今後こういった形でスペースを置くのかというところ、それと同じ階に図書館がありますので、どう連携をするのかというところも含めて確認させていただきたいと思います。</p> <p>私から1点あるのですが、4ページの表、11ページの表、19ページの表について、表中の一部を「-」で示しているのですが、やはり違いをつけたほうが良いと思います。「*」にするなり、そもそも目標値を設けていないということと、制度ができる以前のは斜線を引いてもいいかと思うのですが、そういった違いがわかるように工夫をしていただいたらと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>他にご意見等ございましたらどうぞお出してください。</p> <p>もう一度人権文化センターの相談の内容について、83件というのは私は、やはり多いと思うんですけど、その中にはそんなことで電話してくるのかなということもあるのかもしれませんが、人権文化センターとしては、相談業務というのはもっと重要視してもらいたい部分でもあるんです。この表の中に、重大な相談内容があったときは個人が特定できないようにしながら、差別用語を言われたとかということがあったら、私たちに示していただきたいです。それと前の審議会でも言いましたが、これだけの事業、かなりの量があると思います。この職員数でこれだけのことをやっていかなければいけないという中では、以前からやっていることを全て継続しながら何か新しいことをやろうというのは無理があると思いますので、継続しなければいけないことは継続するのは当然として、何か新しいことをやる必要があるなら、事業によっては終了をして、新</p>
--	---------------------	--

	会長	<p>しい事業にシフトするというのを考えていただきたいですし、人権文化センター設立の初期構想では、職員は20名ほど配置されるであろうということを知っていたので、この事業報告を見せていただくなかで、これだけのことをこの人数で行っていくのは大変なことだと思うので、人事配置についてもご考慮いただきたいと思っています。</p> <p>これで議事の(1)「令和3年度人権文化センター事業実施報告について」を終わります。</p>
議 事 (2)	<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>次に議題の(2)「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」策定案について事務局より説明をお願いします。</p> <p>「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」は、平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(第5条 地方公共団体の責務)に基づき、加古川市総合計画の内容を踏まえながら、平成16年に策定した基本計画を継承しつつ、社会情勢の変化や市民意識調査の結果等を参考に見直しを行っています。現在の基本計画は平成30年に策定し、その計画期間は今年度、令和4年度までとなっております。今回、議題とさせていただいておりますのは、令和5年度から令和9年度までの5年間に本市が取り組むべき人権に関する施策の方向性を示すとともに、人権文化を確立するための基本計画の策定について審議会にお諮りするものです。</p> <p>昨年実施しました市民意識調査の結果のまとめ及び現在の基本計画等を参考にしながら計画の前半部分を策定案として、お配りしております。この策定案の内容につきましてご審議いただくとともに、計画の後半部分についてもご意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、計画策定案につきまして、担当より説明いたします。</p>

事務局	<p>それでは、説明いたします。お手元にお持ちの『資料2 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』</p> <p>『資料3 加古川市人権に関する市民意識調査結果のまとめ』</p> <p>『資料4 令和4年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会送付資料について』</p> <p>『加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画』</p> <p>『加古川市総合計画概要版』</p> <p>これらを用いてご説明いたします。</p> <p>まず、『資料4 令和4年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会送付資料について』をご覧ください。今回の基本計画を策定する際の方針について記載をしています。</p> <p>一つ目ですが、新たに策定する基本計画は全く一から作成するのではなく、平成30年に策定しました現在の基本計画の構成を踏襲することとします。</p> <p>基本計画の冊子の『目次』をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>現在の計画の構成ですが、一番最初に「人権尊重の理念」としまして、人権に関する基本的な考え方、および市の総合計画での位置づけを説明しています。次に「人権教育・啓発基本計画とこれまでの取り組み」と題しまして、市としての基本計画の位置づけや計画期間等を記載するとともに、背景として、世界、日本、県、市それぞれの人権に関する取り組みを列記しています。また、市民意識調査の結果から見えてくる市民の人権意識についても、ここで記載しています。3つ目には『基本計画の基本方針』が記載されています。4つ目には『具体的な人権課題』として個別の人権問題に対する現状と課題を挙げ、その課題に対する今後の方向性を記しています。最後の5つ目は『「人権文化の確立」の推進』は、市の総合計画によるまちづくりの進め方に基づく施策のひとつである「人権文化の確立」の実現に向けた推進体制や、人権教育、人権啓発を進めていくための方向性について記されています。新たな基本計画も、</p>
-----	--

	<p>原則、この構成に従って策定していきたいと考えています。資料4に戻ります。残りの3つについては基本計画の記載方法についての方針になります。まず、基本計画の方針や方向性については、令和3年度に策定した「加古川市総合計画」をはじめ、前回の基本計画策定の平成30年以降に改正になった市の方針や計画などに基づいて内容を更新することとします。</p> <p>また、世界、日本、県、市それぞれの人権に関する取り組みについても、平成30年以降の取り組みを追加します。</p> <p>「市民の人権意識」については、昨年11月に実施しました『人権に関する市民意識調査』の結果に基づいて全面的に更新しています。</p> <p>それでは、資料2の策定案についてご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。Ⅰ 人権尊重の理念の「1 人権・人権尊重の基本的な考え方」については、幾つかの文言の追加、修正は行っておりますが、基本的には内容は変わっておりません。次の「2 人権文化の確立」につきましては、加古川市総合計画の内容を、令和3年度に策定した総合計画の内容に変更しております。2ページの図につきましても、総合計画の内容に併せて修正しております。次に3ページの「Ⅱ 人権教育・啓発基本計画とこれまでの取り組み」の「1 基本計画の位置づけ」につきましては、基本計画の策定年度や意識調査の実施年を現状に更新し、後半部分では、基本計画の計画期間を令和5年度から令和9年度の5年間と設定しています。「2 基本計画に関する背景」につきましては、国連、日本、県、市の人権に関する取り組みを列記していますが、新しく最近のものを追加しています。まず、国連を中心とした取り組みについては、平成27年のいわゆるSDGsに関する事項を追加しています。国における取組については、通称名となりますが「アイヌ施策推進法」「再犯の防止等の推進に関する法律」「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を追加し、また、「労働施策総合推進法」の施行</p>
--	---

	<p>による企業に対するパワハラ防止の義務化、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正による新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等の人権尊重、差別防止についての行政の啓発などについても追加しています。兵庫県については、従前の計画では触れていませんでしたが、平成13年の「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」の策定及び平成28年の改定を追加したほか、平成30年の「人権に関する県民意識調査」の実施を追加しています。加古川市の取り組みとしましては、最近の新たな事業として、人権相談専用ダイヤルの開設やインターネットモニタリング事業の導入を追加しています。次に、6ページの「3 市民の人権意識」についてですが、こちらは、昨年実施しました市民意識調査の結果から見えてきた市民の人権に関する意識について記載しています。(1)から(3)につきましては、人権侵害に関すること、子どもの人権に関すること、家族の人権に関することを市民意識調査結果からわかることを記載しています。「(4) 人権教育・啓発の意義」については、今回新しく追加した項目になります。今回の市民意識調査の自由記述の項目において、多かったのがいわゆる「寝た子を起こすな」という意見でした。一方で、「過去5年間で同和問題に関する差別的発言を聞いたことがあるか」という設問では、約20%の人が「ある」と答えています。また、SNSや動画共有サイトなどでの同和地区に対する差別をあおったりする書き込みも見られるように、同和地区に対する差別や偏見は存在しています。これらのことから、正しい知識や情報を習得し、「寝た子を起こすな」という考え方を持った人たちがその誤りに気付くような啓発の必要性について記載しています。「(5) 人権教育の効果」につきましては、過去に人権教育を受けた時に「興味深い」と感じた人は人権意識が高く、また、憲法の国民の権利、また、性同一性障害と同性愛に関する正しい知識を持つ人の方が人権意識が高いことから、正しい知識を習得するための人権教育の効果について記載しています。最後に9ページの「Ⅲ 基本計画の基本方針」で</p>
--	--

		<p>すが、こちらにつきましても、いままでの基本方針を引き継ぐ形で、「相手を思う想像力」「多様性を容認する心」「共生の心」を人権文化の確立を実現する3つの力としていくこととしています。</p> <p>以上で「資料2 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画策定案についての説明を終わります。</p> <p>なお、今回の策定案は「Ⅲ 基本計画の基本方針」までとなっております。この後の『具体的な人権課題』及び『「人権文化の確立」の推進』の部分につきましては、市民意識調査の結果及び市の担当部局の意見等も踏まえまして、次回の審議会までに素案を策定したいと考えておりますが、それに先立ちまして、この審議会におきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>資料2の策定案について説明していただきました。これに関しましてご意見・ご質問をお出しいただきたいと思ひます。その際には、資料3や前回の基本計画および総合計画に触れていただいても結構ですのでよろしくお願ひします。</p> <p>一週間ほどまえに資料をいただきましたので、資料を読み込むことができました。今日は協議の時間を多くいただきたいと思ひています。私からは2つ、表現のことについて述べたいと思ひます。1つ目なのですが、章立てについてです。今回いただきました資料にある章立てで、第3章は、基本計画の基本方針となっておりますが、何故こんな後ろにくるのかというのが疑問です。前回の計画と照合しながら今回の策定案を読ませてもらいましたが、1章に人権尊重の理念がくるのはわかります。その次の2章に基本計画の基本方針があつて然るべきと思ひますが、何故ここに人権文化の確立がくるのか疑問なので、そこを協議していただけたらなと思ひます。</p>
会長		
委員		

		<p>2つ目ですが、9ページ、下から3行目ですが、こうした考え方をもとに基本計画では他人の人権を侵害することがないように「相手を思う想像力」とありますね、「相手を思う想像力」というのは同義語が重なっていませんか。相手を思う心としたほうがよいのでは。個性や様々な文化の多様性を認め合う「多様性を容認する心」というのも、認め合うと容認するが意味が重なっています。それからお互いに支えあって生きる「共生の心」とくる。「心」で統一するのか、さっきの説明では3つの「力」とありました。「力」で統一するなら「力」、3つの心でいくなら、「相手を思う心」とか「相手を思いやる心」とか、「多様性を認め合う心」とか「共生し生活していく心」とかそういった内容で表現されるほうがいいんじゃないか。</p> <p>それともう1点、2ページの基本計画の関係図についてですが、これは加古川市の総合計画に準じているところだと思いますが、総合計画では人権文化のところは、「人権文化の確立」と「男女共同参画社会の形成」と2つ入っているのですが、この2ページの図には「人権文化の確立」だけしか入っていないがそれでいいのかなということが疑問です。それと、計画として市民の目に触れるのだから、もっとわかりよい表現として、政策や施策のところに書かれているところは、全て体言止めにして、それぞれ「互いに尊重しあって暮らせる社会を実現」「人権文化を確立」というふうにしたほうがいいのかなと思います。それと、一番上のまちづくりの基本理念の部分ですが、総合計画では「ともにささえはぐくむまちづくり」というふうに「ささえ」と「はぐくむ」の間に1マススペースがあると思いますので、総合計画から引用するのであれば、そのように修正したほうがいいのかなと思います。</p> <p>今のご意見に関しまして事務局から何かございますでしょうか</p> <p>基本計画の基本方針の場所につきましては、私どもも他の計画等を参照しておりましたところ、計画によ</p>
	会長	
	事務局	

		<p>ってさまざまでありまして、特にこの場所に基本方針がなければならないということはないかと存じますので、場所を移動させていただくということについては、問題はないかと思えます。</p> <p>基本方針の3つの力というところは、実は基本計画の概要版で、力という表現がありましたので使わせていただいたのですが、ご指摘のとおり、本文では、心、力と統一されておりませんので、次回審議会までに検討させていただきたと思えます。</p> <p>2ページの図の表記につきましては精査をさせていただきまして修正をさせていただきます。</p> <p>他にご意見ありますでしょうか</p> <p>基本的な部分を確認させていただきたいのですが、この平成30年に作った冊子があります。それを今度この基本計画に入れ込むという感じでいいんですか。新しく作らないとさっきの説明であったと思うんですけど、この中にこう、足していくということでもいいんですか、で、新しく作ると。</p> <p>足していくというか、更新をしていく、もしくは現状が変わったところについては変更をさせていただくという。</p> <p>気になったのが、文言はこれに変えますというのがなんぼかあったと思うんですけど、何故変えるのか、変えなければならなくなったのか、そこらの検証が必要なのでは。この5年前に作った計画が計画通りいったのかそうでなかったのか、それは何故なのか、コロナも発生していろんな計画が計画通りにいかなかったというのもわかるんですけど、それも検証してから、こうなったんだというのをしていかないと何で変えたのかわからないという人も出てくるんだと思うんですよ。それにいちいち説明をしないといけないかどうかは別として。それと、加古川市は総合計画をはじめ、色んな</p>
	会長	
	委員	
	事務局	
	委員	

		<p>計画ありますが、こうなったというのは私見たことないですね。こんな計画あって今 80%できましたとか、全然ダメでしたとか、100%できましたとか。そういう結果発表を見たことがないんですけど、この基本計画を作るにあたって、前回から5年経っていますが、そこらの考え方をどうされるつもりでおるのかというのを聞きたいんですけど。足しこむというのはいいですよ、時代が変わって新しいことが増えたというのを足していく。でも、この文言から変えていくというのは何か理由があって変えていくんだと思うんですけど、その理由の説明はあるんじゃないかと思えますし、聞きたいと思えます。</p> <p>会長 事務局長</p> <p>今のご質問に関しまして、事務局回答をお願いします。</p> <p>計画を立てた以上、その進捗管理についてどうするのかという点につきましては、当然のご意見であるかなと思えますが、計画といってもいろいろございまして、例えば福祉部門でしたら、何人を施設から地域へ移行へといった、具体的な数値目標という具合になってくるのですが、人権に関しましては、人権の課題ということに対して啓発をどんどん進めていきたいと思います。したがって、この審議会において、人権文化センターの事業について、毎年報告させていただき、それについて委員の皆様へ審議いただき、その結果を踏まえて事業を進めています。それがすなわち計画の進捗管理と題したものはなっていませんが、その部分を含んだものにはなっているとは考えています。また、今回の意識調査等で出た数字で、経年変化と言いましょうか、時代の流れ、社会状況の変化によって新たな課題が出てきましたら、その部分を取り入れていきたいと考えている次第です。</p> <p>会長</p> <p>資料3で、市民意識調査の結果のまとめということで、これは結果報告書の要約なんですけども、わかりや</p>
--	--	--

	<p>すくまとまっているなどと思います。ただ、この資料に載っていない点で、昨年の調査で特徴的であったと思う点を私から補足させていただきます。他市でもそうなのですが、若い人が多様な家族のあり方、例えば結婚するしないは本人が決めればいいんだということ、あるいは、伝統的な結婚観、家族観、結婚したら夫の姓を名乗るべきだという意見に対してそう思わないと答えるのが若い人多いとか、多様な家族のあり方を認めたり、セクシュアル・マイノリティに対する理解が高かったり、また性別による役割分担意識が低かったり、若い人の特徴というのがはっきりとみられるところが多かった。このように若い人ほど多様な生き方に寛容であったり柔軟に社会を見ているというふうに見受けられたんですけども、そういった若い人が例えば、収入が低い家庭の子どもが大学に進学できないのはやむを得ないことだという意見にどう思うのかと聞くと、そう思うと答えるのが、若い人に多い。以前の調査、今から30年くらい前の調査だと、こういった現状を肯定する、今のままで問題ないんだという見方というのは年齢の高い人に見られていた。例えば60代や70代といった人たちに、現状を肯定する回答が多かったんですけども、それが今回の調査では若年層のほうに多いと。例を挙げますと、新型コロナウイルス感染に関して、家族から感染した人は気の毒ですけども、多人数の宴会で感染した人は自業自得だと。そのように感染経路、何故感染したかによって感染した人を分断するような見方、自業自得だという見方や意見に対して、そう思うと答えた人が、18歳19歳が40%、20歳代だと41.7%だったんです。ところが80歳代以上だと、14.3%なんです。以前の結果と比べると逆転したような傾向が起きている。つまり、社会の変化に対して反応し、多様な生き方に共感したり、伝統的な家族観や慣習に対して若い人は批判的である一方、社会のさまざまな問題について現状を肯定しているというような結果が出ています。こういった10代20代といった人たちは、これからの社会を担っていく世代になるわけですが、どうし</p>
--	--

	委員	<p>てこういった自己責任論的な見方をするのか、現状を肯定してしまうような考え方をしてしまうのかというところを是非この審議会で委員の方々と議論していきたいというふうに思います。また、報告書のほうも確認いただければと思います。</p> <p>もう一点いいますと、国会議員に占める女性割合が低いというのが問題だという意見に対してどう思うのかということ聞いていますが、日本は国際的に見てすごく低い水準だというのはよく言われるんですが、問題だと思うと答えた割合が一番低いのが20代、年齢の高い人なんかは問題だと思うという風に答えている。こういったところをどういうふうに基本計画に入れ込むのかと言うのは別としても、なぜかというところは、審議会自体が人権教育啓発の審議会ですので、どうしてそういう教育啓発の場でそういう声が届かないのかということも含めて議論していきたいと思います。私からの追加の説明でした。それでは、他にご意見・ご質問等あればお願いします。</p> <p>策定案の6ページのところなのですが、加古川市における人権の取り組みというところですが、今回の計画は先ほど説明があったように前回の計画から5年という年数が経ったということで、付け足されていると思うのですが加古川市の取り組みの部分はあまり追記がなくて2015年の人権文化センターのところと、相談専用ダイヤルの解説のところは前の計画にも載っているんです。うがった見方をすると8年間何もしていないのかと見えてしまう。国や兵庫県については取り組みについてバージョンアップされているんですけども、まだこのページは2, 3行空きもありますし、今回の計画で何か新たに着手されたことであったり事業であったりがもしあれば、追記されたほうが新たに組み込むこととして市としてやっていますよというのがもっと見えやすくなるかなと思うので、またご検討いただきたいと思います。</p>
--	----	--

会長	<p>追記できるものはあるはずですので、前回のままという見え方とならないよう、次回の審議会では示していただきたいと思います。他にご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどの会長のお話の中で、自己責任論について議論したいということでしたが、その時間というのは次回の審議会ですべていただけたりするのでしょうか。</p>
会長	<p>今、ここですぐに議論するというのではなくて、これを議論するなかで、若者の今回見られた特徴というものもまた委員方も調査報告書もみられて、議論できたらと。そういった議論の結果も計画に盛り込んでいけたらなということです。</p>
委員	<p>その議論の時間もまた設けていただけるということでいいんですね。それとせつかく意識調査をしたんですから、これを基本計画のなかに入れてもらって、意識調査をもって私たちが市民の考え方を誘導するというのもどうかとは思いますが、こういう意識の人が多いんだなということをもって、ここはもっと啓発せなあかんとか、人の考え方を変えるんじゃないで、啓発がまだこの層にはしていないのだとかそういった見方をしないといけないなとは思いますが、そういう使い方でいいのでしょうか。</p>
会長	<p>意識調査で、五件法といいまして、そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらともいえない、どちらかといえばそう思わない、そう思わないの5つから選ぶというのでやっているところは多いんですね、そうすると内容によってはどちらともいえないという回答が多い項目が出てくるんです。どちらともいえないというのは判断を保留し、迷っている人が多いという項目になります。こういった項目については、啓発の中で考える材料をどんどん市民に提供していくことが重要となりますし、どちらともいえないという意見を持ってい</p>

		<p>る人は、そう思うのほうに変わっていく可能性が高い人だと思います。そう思わないという人をそう思うに変えるのは大変なことと思いますが、どちらともいえないにとどまっている人をどうそう思うに変えるか、その材料をどう提供するのかという教育啓発の課題が見えてくるものと思います。</p> <p>今日お示しいただいたところというのが計画の最初の部分ですので、具体的な課題というのはまたあとになってくるんですが、具体的な記述がないので議論がしにくいというところもあるかもしれませんが、どんなことでもよいので出していただければと思います。</p> <p>この場というのはやはり皆で協議をする場なので、何か質問をして、すぐに市の方に答えていただくというのは、ある事例によってはそれがいいのかもしれませんが、10名委員もいらっしゃるので、委員同士で議論を深めないといけないと思うんです。それなのにそうならず時間だけが過ぎていくのはいつも残念に思っています。</p> <p>5ページですが加古川市における人権の取り組みの部分で、昭和44年からという記述がありますが、同和教育担当教員が初めてできた年でした。この同対法ができて、後の時代までずっと流れが来て、推進員さんが加古川市同和教育推進員から加古川市人権啓発推進員へ名前が変わったこともありました、そして80年代くらいには校区同協の活動がすごく活発になって、それ以降、ここらへんはもう端折ってもいいんですけど、2015年に人権文化センターが作られて以降の7年間は、同和事業というか、施策されたことを具体的に書かれたほうが、読み手にとってはうれしいですのでそこをもうちょっと書いていただいたらと思います。</p> <p>それと、さっきの2015年からのことで、人権文化センターを設置したという前に、これが成立するまでに10何年間の審議会があつて、隣保館の統合があつてということなので、ここをもう少し、隣保館の今までの役</p>
	委員	
	委員	

	<p>会長</p>	<p>割、それを越えるものを作ろうということで、この人権文化センターを作ったという経緯があるので、ただ、隣保館を廃止して人権文化センターを作ったんやなというそんな単純なものではなかったの、そういったことがわかるように書いてほしいです。</p> <p>9 ページの多様性を容認する心という部分で、多様性は最近一つのキーワードで盛んに言われるわけですが、私はこの多様性について語られるときに気になることがあります。人それぞれ多様であることは言うまでもないのですが、例えばさまざまな性属性を持つ人がいます。男性、女性、男性でも女性でもないという性自認を持つ人もいますし、性的指向も同性に向く人もいれば異性に向く人もいて、性的指向がない人もいます。属性の多様性を認める、いろんな人がいるから、いろんな人がいて、それぞれを尊重すればいいんだというようなところでとどまっているように思うんです。何が一番問題かという、そういった様々な人が自分らしく生きることができているのかという問題だと思います。さまざまな人がいるという存在の多様性というのは言うまでもなく当たり前のことで、そういった様々な人がいてそれぞれの人自分らしく生きることができているのか、生き方の多様性、多様な生き方のありようというところを問題にしないと、いろんな人がいてそれでいいんですというところにとどまると、自分らしく生きようと思っても、生きることが出来ない人はたくさんいるわけです。例えば性的指向が同性である人が周りにそれを知られたくないために異性愛者のふりをして生きざるを得ない人もいます。偽りの自分を生きるというか、自分の性自認が見た目の性と違うけどもそれが周りからわからないように生きざるを得ない人もいます。そういった人が自分らしく生きる、自分の生き方を自分で決めることができる、そういった社会をどうやって作っていくかということだと思います。多様性の容認というのは必要ですが、いろんな人がいるんですよというところにとどまってい</p>
--	-----------	--

	<p>て、いろんな人が実際に生きることができているのかというところ、そこで、さまざまな生き方というのをお互い認め合うと。違いを単に認め合うだけでなく、多様な生き方をしている個々人をお互い尊重しあえるというような、そういったところが問題ではないかと思えますので、そういったところも書き込んでいただければいいのかなと思います。大学生をずっと教えてきて、学生といろいろ話していましたが、学生はセクシュアル・マイノリティに対する理解もあることはあるんですが、いろんな人がいて、それでいいんだと。だから、いろんな人がいてそれぞれ自分が思うように生きればいいんだと。自分は他人の生き方には干渉しないから、他人からも干渉されたくないという、多様性の容認というのが、他者に対する無関心と合わさってしまっているような気がします。もっと他者を知って、そのことによってこの人はこんなところで壁にぶつかっているんだとか、この人はこういった問題もあるんだということがわかってくればそれぞれがもっと気持ちよく生きる、そういった環境を作っていかなきゃいけないということが見えてくるんですが、多様でさまざまな人がいて、それはそれでいいんだというようなところでどまっていると、すごく他者に対する無関心とつながってしまうような気がします。ここでいう多様性の容認というの、二歩三歩踏み込んで、多様な生き方の実現という部分を強調するような内容にしなければならぬかなと私は思います。</p> <p>委員 さっきの多様性を認めるというのは、当然どんどん進めていくべきことなんですけど、ニュースなんかでみると男性同士の結婚は認めないとか、役所へ持っていっても婚姻届けを受け付けてくれないとかあるわけなんですけど、ここで加古川市が多様性を認めよう書いても、実際に加古川市に同性同士の婚姻届けを持って行って、じゃあ加古川市は認めるんですかということになってくると思うんですよ。国は認めないということだと思ってるんですけど、それをどこまで多様性と言っ</p>
--	---

	<p>会長</p>	<p>ていけばいいのか、国で言えば男性同士のキスシーンがある映画はすべて認めないという国もたくさんあるなかで、多様性を認めないといけないという気持ちは勿論あるわけですが、現実には役所へ婚姻届を出しても認められないとか、名字の話もあつたりとか。そういったことがあるなかで多様性を認めていくということを出し出していくのが、どこまでできるのかという部分もあるかと思います。</p> <p>一つはやはり、そういった多様な生き方を阻んでいる制度を変えていく必要があると思います。そういう意味でいうと、日本の場合は、例えば、刑法でも140年変わらないままそのままだったり、民法でも未だに子どもに対する懲戒権というものが規定されているんです。子どもの虐待で裁判になると、懲戒権の範囲内であるといったことが言われたりもするんです。そういう変えるべきことが議論されずにそのままになっているというところはたくさんあるように思いますし、やはりこれはいろんな人が声を上げるしかない問題だと思うんです。今、戸籍法の問題もありますので、加古川市の窓口の判断で同性の方の婚姻届けを受け付けることはできないので、加古川市だけでできる問題と国の制度の関係で加古川市がやろうと思ってもできないこともありますので、そういったところで国の制度を変えていかないと前に進まないということもたくさんありますので、加古川市から声を上げることも当然できますのでそういうさまざまなことをやっていくことと同時に、市民の方々にそういったことを考える機会を提供して、いろんな方に考えてもらうということが必要なんじゃないかと思います。</p>
	<p>委員</p>	<p>私が言いたいのもそこなんです。加古川市も声を上げていかないといけない。計画を作るだけ作る、多様性を認めようとするけど、国がダメだからダメとそこで止まってしまうのか、変えるべきことだから一歩前に踏み出すのか。たとえ一歩でも踏み出すなら書く意味</p>

		<p>もあると思うけども、国がダメだからと止まってしまうなら、多様性について市民に向けて書くのは裏切るようなものだと思います。何もそれで加古川市が諸手を挙げてどんどんやれということでもなくて一步踏み出すきっかけを作ってもらえればと思うんです。いろんな差別についても、書くだけ書いて、次は何にもしないのでは駄目だと。書くからには市民に対してここまでのことを書いたんだという認識を持って、審議会委員もそうけども、市のほうもそういった認識をもってやっていくべきだと思います。</p> <p>何事も実践を伴わないと意味がないわけですから、同意します。</p> <p>少し話がずれるかもしれませんが、つい先日、朝日新聞に人助け指数というものが出ていて、ボランティア活動をしているかとか、人助けをしたことがあるかとか、いくつかの指標で出しているものですが、114か国で順位を決めて発表しているんですが、日本は最下位だったんです。そういうのを見ていると、ジェンダーギャップ指数もそうですが、世界から遅れているからやらないというよりは、それ以前に当然やっておかなければならないことなんですけど、それだけ遅れている現状なんだという認識を持てば、真剣に考えていかないといけないという世論が醸成されていくような気がします。そういったことも頭にいれながら議論していきたいと思います。</p> <p>今のこの人権から離れるかもしれませんが、人間って生まれたときから一個の品物じゃなく、人間として生まれてきます。これは人権として持って生まれたものなんですけど、この頃産んだ子供をすぐ殺すという事件がある。自分の子どもを自分の所有物であるというふうに考えるからそういうことが起きる。子どもは生まれたときから一人の人間なんです。人間は、自分も相手の人も自分の産んだ子どもも他人の子どもも、生まれたときは裸で一人で生まれてくるんですよ、死ぬ</p>
	会長	
		委員

		<p>時も一人ですけど。この生まれてきた来た子どもたちを社会のなかでどういうふうに育てていくかというのが、親だけが子どもに対して責任を持つというわけではなくて、心豊かに暮らせるまちというのは自分の子どもだけを大切にすることではなくて、生まれてきた子どもたちは平等に人権を持った一人の人間として生まれてくるということをみんな考えていかなければならないと思います。</p> <p>委員</p> <p>計画案をいただいたときに、基本方針の最後のところに、どう説明したらいいのかよくわからなかったんですが、先生がおっしゃられたところで、多様性や共生の心とかいうのは全体のところであって、自分はどうかというときに9ページの末行の共生の心を育みのあとに補記しているんですが、ひとりひとりが輝いていくことができる人権文化の確立をめざすとしてほしいなと思います。こうなさい、こうなさいと全体のことばかりで自分のこと、ひとりひとりのことはどうですかと感じました。これを足せるのかどうかはわかりませんが、ひとりひとりが輝いて生きることができる加古川市であってほしいので、今言った文言を入れて欲しいです。</p> <p>会長</p> <p>今言われた人権の考え方、全ての人が生まれながらにもっているということはよく言われるんですけど、それをよく理解していただいていない方が多いんです。加古川市の意識調査ではやらなかったんですけど、他市でやった調査のなかで、次のような意見はどう思いますかと聞いているなかで、『人権には必ず義務が伴う』というものがありました。そうすると、そう思うとどちらかといえばそう思うを足すと、6割くらいになるんです。これは間違いで、人権は生まれながらに全ての人を持っている権利なので何かの義務を果たしてはじめて持てるものではないのですが、こういうふうに間違っ理解している人がすごく多いということがわかりました。加古川市ではやらなかったんですけど、たぶ</p>
--	--	--

		<p>ん似たような結果になるのだろうと思います。こういった現状なんだということを踏まえた基本計画にしていけばいいのではないかなと思います。</p> <p>次回は、このあとのIV、Vについても出てくるということで、また議論していきたいと思います。</p> <p>前回の意識調査の結果のまとめを次の計画にどう反映させていくのかというところなんですけど、まとめのなかで一点、インターネットによる人権侵害というのは最近特に大きな問題になっておりまして、今日も資料のなかに新しく神戸新聞NEXTの記事をいただいておりますけども、つい2週間くらい前ですか、最後の国会のなかで法律が成立をいたしました。侮辱罪という、こういった誹謗中傷的な差別事象を規制していくための厳罰化された法律が出来上がったと。現状、時代が変化しているということをごんな形で新しい計画に織り込んでいくのかというところが問題として残るんじゃないかと思います。</p> <p>昨年行いました意識調査の結果をどういうふうに入れ込んでいくのかというところは、次回以降の議題でもありますので、委員の皆さんにはまた報告書を読んでいただきたいと思います。</p> <p>時間のこともありますので、次に進むわけですが、先ほども言いましたようにIVの具体的な人権課題、Vの「人権文化の確立」の推進について、具体的な草案というのは次回出るわけですが、こういうところを入れ込んでほしいとかご意見あるかと思います。例えば具体的な人権課題ですと9つありますが、9の様々な人権課題の部分にあるもので、独立したテーマとして取り上げたらよいものがあるとか、この人権のテーマが抜けているのではないかとか、そういったことがあればご発言ください。ご意見をいただいて、もしこれも人権課題といえるのではないかということがあれば、その記述についても次回出してもらえるとということになると思いますが、私から一点、他の自治体もこういう形の</p>
	委員	
	会長	

		<p>構成で人権課題の並び方はいろいろですが、各人権課題を記述していく前に、「はじめに」として、人権課題はさまざまな人が自分の人権について課題を持っておられるわけなので、こういうふうに並んでいると、人権課題はこれだけかというふうになってしまうかと思うんです。これで見ると女性でもないし、子どもでもないし、まだ高齢者でもないし、障害もないという自分にはここには入らないのかというふうになってしまいますよね。これは、一つは人権課題で従来から問題があって市として取り組むものであるというふうに区別しているだけであって、人権はここに載っているものに限られるのではなく、全ての人が持っているものなので、自分事であるんだということを「はじめに」に書いてもらうのと、女性の人権課題というと女性だけの問題かというところではなくて、男性、女性がいてそこで生じている問題なので、男性の意識を変えないと解決しないものがたくさんあるんです。同和問題もそうです。この問題は同和地区住民だけの問題だけかというところではなくて、それ以外の地区の住民が差別するから同和問題があるわけです。子どもだったら、子どもだけの問題ではなく、子どもを取り巻くさまざまな大人や制度の問題であるといったことを「はじめに」に書いてもらうとわかりやすいと思います。他人事ではなくて、全ての人権課題が自分事であるということを市民に考えてもらうためにも、具体的な人権課題の最初に「はじめに」を入れて書いて頂いたらと思います。</p> <p>このように次回出してもらうなかにこういうのを入れて欲しいとか、Vの「人権文化の確立」の推進にこういうことを入れて欲しいという意見を今頂ければと思いますがどうでしょうか。</p> <p>委員 事務局</p> <p>このIVとVの素案はいつごろもらえるんですか。</p> <p>次回審議会にはご提示させていただくのですが、おおよそ8月ごろを予定しております。</p>
--	--	---

	会長	<p>それでは、お気付きの点ございましたら、事務局はこれから次回へ向けてIV以降の記述の作業に入りますので、事務局へこれを入れて欲しいとか、この点どうなのかというご意見があればお伝え願います。</p> <p>これで、議事の(2)「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画策定案について」を終わります。</p> <p>次第には「その他」となっておりますが、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
その他	事務局	<p>その他として、事務局から2点ございます。</p> <p>まず1点目、お手元に、インターネットニュースの抜粋資料をお付けしていますので、ご確認ください。</p> <p>今年の4月27日に、神戸市の久元市長が、自身のツイッターで「もう限界です」と突然つぶやき、9年近くの愛用歴に終止符を打たれました。閉鎖の理由として、ツイートへのコメントには「事実無根の内容や捏造もあり、精神衛生上よくない」とおっしゃられています。この件を発端に新聞社が取材され、本市の岡田市長も、実は2年前にツイッターを閉鎖されていたと、記事に出たところです。</p> <p>記事の一部を読みますが、同じ悩みから2020年春にツイッターをやめた加古川市の岡田康裕市長。自身が使ったテイクアウトの店舗についてまで批判が寄せられたといい、同時に利用していたフェイスブックに『「エネルギーの使いどころとしてマイナスの方が大きい」と停止の理由をつづった。岡田市長は「幅広い世代に普及するツイッターの発信力は大きい」と認めつつ、「精神面の健康との兼ね合いが難しい。取り扱いはそれなりの覚悟がいる」と語る。』とあります。</p> <p>近年、インターネット上での誹謗中傷が横行し、大きな社会問題となっているなか、本市市長までその被害を受けていたという事実がありました。いかに、身近に潜んでいる、大きな人権問題であることが、この記事で読み取れます。</p> <p>このような事実を、委員の皆様にも共有していただくため、今回ご報告いたします。この件につきましてなにか、ご意見はあるでしょうか。</p>

	委員	<p>このことは新聞で見て知っておりまして、市同協の活動においても会長にお願いして、触れていただいたことがあります。岡田市長は弁護士をはじめ、いろいろな立場の方に相談できるお立場であると思いますが、そういう方であっても、こういう記事にあるようなことになってしまうんです。ましてや、今、小学生や中学生もインターネットを普通に利用する時代なので、インターネットの使い方についてはもっと発信をしていただきたいと思います。悪意を持って抗議をしてくる者についての対処法であるとか。結局、部落問題の差別というの、似たようなことだと思うんです。根拠も何もないのに誹謗中傷をしてくるということです。こういうことについては、周りに相談できる人がたくさんいると思われる岡田市長でも対処に困るというのが実際問題あるので、子ども達や、周りに相談できる人がいない人であればより一層困ったり悩んでいらっしゃると思うので、もっと発信していただきたいと思います。</p>
	会長	<p>他にご意見ありましたらどうぞお出してください。</p>
	委員	<p>先ほどのご意見を受けてなんですが、平成30年の基本計画では学校についての人権教育について記載があるんですが、やはり5年前の計画ですので、だいぶ記述内容が古いなという感じを受けます。コロナ禍があったり、GIGA スクール構想が前倒しになって昨年度から全生徒にパソコン端末が貸与されて学校で活用しているのですが、子どもたちのほうがパソコンの操作については、どんどん上手くなって行って、ともすれば教師のほうが操作を教えてもらうということもあるのですが、情報リテラシーや情報モラルをしっかりと教えていきましょうということで、市内の各校もそうなのですが外部から講師をお招きしてインターネットトラブル防止講座等を開いて、小さい子どものうちからこういったことを学んでいくというのが学校現場としては喫緊の課題であると認識しておりますので、計画</p>

		<p>の記述についてはそういった点を踏まえて直していくべきかなと思っております。</p> <p>もう 1 点、会長からお話がありました多様性についてですが、学校現場で多様性というとジェンダーの問題が浮かび上がってきます。市内の中学校では制服を変える検討委員会が設けられて、進んでおります。去年奈良の修学旅行へ行きましたが、他県の高校生で、同じ制服だけれども、女子生徒でズボンをはいている子やスカートをはいている子を実際に見ましたので、全国的にもジェンダーについて進んでいっているというふうに思います。多様性の問題はジェンダーに限るものではないので、自分らしく生きられるかどうかという部分で、小学校は多様性を認めるというところから、発達段階に合わせて自分らしく生きるということについて教育を進められたらなと思っております。</p> <p>その他の 2 点目について事務局説明ください。</p> <p>今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。</p> <p>本日の審議会でもいただきましたご意見等を踏まえまして、事務局で基本計画の策定案を作成し、8 月に予定しています次回の審議会でご提案したいと考えております。その後、10 月頃に第 3 回目の審議会を開催し、計画の内容を固めたうえで、11 月頃にパブリックコメントを計画しています。パブリックコメントで出た意見等を踏まえまして、4 回目の審議会でも内容を確定し、来年 1 月頃に開催予定の 5 回目の審議会でも策定した基本計画案を市に答申いただく予定となっております。計画策定の進捗状況によって日程等が変更がある場合もありますが、このようなスケジュールで進めさせていただこうと考えていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>全体を通して、ご意見ありましたらどうぞお出してください。</p>
会長		
事務局		
会長		

	委員	<p>人権文化センターだよりの公民館の利用についてなんですが、隣保館を統合するとき人権文化センターをつくって、各公民館とは連携を随時図っていくということだったのですが、最近知ったのですが、市内のとある公民館の使用について、人権教育の場であるので福祉には使えませんか館長が使用を断ったということがあったんです。結局話し合っただけで勘違いでしたということで、使用はできたそうなのですが、各公民館や人権文化センターもそこらの認識はしっかりと持っていたいただきたいと思います。</p>
	会長	<p>本日予定しておりました議事は全て終了しました。委員の皆様には円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。事務局に進行をお返します。</p>
	事務局	<p>閉会にあたり、副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p>
	委員	<p>皆さん、本日は活発な意見交換ありがとうございました。次回に向けて事務局から後日資料もいただけると思いますので、熟読して、次回に臨んでいただきたいと思います。また、どんどん暑くなっていきますので、お体もご自愛いただきまして、次回よろしくお願いたします。</p>
	事務局	<p>本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さまには内容をご確認いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>令和4年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>